明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二六九）　二
○国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（二七〇）　三

〔府　令〕
○消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府六九）　三
○消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令（同七〇）　四

〔規　則〕
○人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則（人事院一〇―四―一七）　四

〔告　示〕
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（国家公安委二七）　四
○除籍が滅失した件（法務五五八）　四
○国民健康保険法施行規則第二十四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法の一部を改正する件（厚生労働四八二）　四
○健康保険法施行規則第五十五条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法の一部を改正する件（同四八三）　四
○高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第三十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法の一部を改正する件（同四八四）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一六三四～一六四三）　五
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業三二九）　五
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（同三三〇）　五
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（国土交通一二四五）　五
○登録基幹技能者講習事務の全部の廃止の届出があった件（同一二四六）　五
○平成二十年国土交通省告示第三百四十五号の一部を改正する件（同一二四七）　五
○平成二十年国土交通省告示第三百四十六号の一部を改正する件（同一二四八）　六

〔国会事項〕
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　六

〔叙位・叙勲〕
最低賃金の改正決定に関する公示（東京労働局最低賃金公示四～七、山梨同三、長野同四、五、和歌山同三、島根同五、鹿児島同三）　六

〔皇室事項〕
公　聴　会
植物防疫法施行規則の改正等に関する公聴会開催に関する公示（農林水産省）　七

〔官庁報告〕
諸　事　項
官庁
財団、個別労働関係紛争解決手続実施団体指定の公示関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　九
会社その他　一〇

〔公　告〕
諸　事　項　二七

本号で公布された法令のあらまし

◇港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二六九号）

（国土交通省）

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成二一年法律第六九号）の施行期日は平成二二年七月一日とし、同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は平成二一年一二月一日とし、同条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二二年六月一日とすることとした。

◇国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第二七〇号）（厚生労働省）

国民健康保険法施行令の一部改正関係

一　一部負担金に係る所得の額の算定等において、次の㈠から㈢までに対応する改正を行うこととした。

㈠　上場株式等に係る配当所得の申告分離課税の創設

㈡　上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の創設

㈢　特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除の創設

2　国民健康保険料の所得割の算定において、1に準じた改正を行うこととした。

二　健康保険法施行令の一部改正関係

健康保険法施行令について、高額療養費の所得区分に関し、一の1に準じた改正を行うこととした。

三　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正関係

高齢者の医療の確保に関する法律施行令について、一に準じた改正を行うこととした。

四　この政令の施行に伴う所要の経過措置を設けることとした。

五　この政令は、一部の規定を除き、平成二二年一月一日から施行することとした。